



UTCMES ニュースレター

VOL.4 2013

1. 巻頭言 森元誠二	1	6. 書評 川村 藍	10
2. UTCMES 中東イスラーム世界セミナー報告	2	7. センターの活動から	11
3. 定例研究会報告	4	8. お知らせ	12
4. 研究会報告	6	9. スタッフ紹介	12
5. 寄稿「サウジアラビアの勸善懲惡委員会の調査に関する覚書」 高尾賢一郎	8		

1. 巻頭言－就任に当たってのご挨拶

森元誠二（東京大学客員教授・農畜産業振興機構理事）

東京大学教養学部長のお招きにより、私は2013年4月1日より、スルタン・カブース・グローバル中東研究寄付講座の客員教授に就任いたしました。大変光栄なことであり、身の引き締まる思いが致しますが、学内外の関係者と緊密に連携しながら、講座の発展に微力ながら尽くしたいと考えていますので、宜しくお願い致します。

私はもともと外務省の職員ですが、オマーン在勤時にたまたま迎えた2010年のカブース国王即位40周年記念を契機として、この講座は生まれました。オマーン政府は、それまでハーバード大学、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、ライデン大学など世界に冠たる大学にスルタン・カブース講座を設置していましたが、アジア太平洋地域では北京大学、カラチ工科大学やメルボルン大学などにしか見受けられませんでした。一抹の寂しさを感じた私は、我が国を含むアジアにあって最高学府の地位を占める東京大学への講座設置をオマーン側に懇願しましたが、オマーン政府もこれに前向きに応じてくれました。

もちろん、設立に向けての準備は順風満帆であった訳ではありませんでした。構想が動き出した段階でリーマン・

ショックが世界経済に暗雲を投げかけ、オマーン政府の財政にも影響を及ぼしました。また、東京大学の側でも外国政府の寄付講座を設置するのは初めての経験であり、色々と調整が必要であったと聞き及んでいますが、長谷川壽一教養学部長、山内昌之教授をはじめとする学内の方々のご努力により、幸い困難は克服されました。それだけに、2010年秋に講座設立の合意文書に濱田純一総長とラーウィヤ高等教育大臣によって署名が行われたとのニュースに接した時の喜びには誠に大きなものがありました。

スルタン・カブース講座は、狭い意味でのアラブ研究に留まらず、過去から現代にいたる政治、経済、歴史分野の研究、オマーンを含む中東諸国と近隣諸国との交流の研究、更には日本とオマーンの学術・青年交流といった幅広い活動に従事することが期待されています。これまでも、国際シンポジウムやテーマ別のセミナーを開催して来ているほか、オマーンを始め様々な国々の関係者との交流プログラムも着実に成果を挙げて来ています。

この関連で、特に注目されるのが来年秋に本郷キャンパスで開催予定のスルタン・カブース講座国際シンポジウ

ムです。これは、世界の講座関係者とオマーン側関係者が一堂に会するいわば講座の総会というべきものであり、昨年のケンブリッジ大学に続いて、アジアでは初めて東京大学が主催するものです。準備のための活動は緒に就いたばかりですが、この会合が成功に導かれるよう私も側面からお手伝いさせて頂きます。

新年度に入って、私も教養学部の日本人学生やPEAKプログラムに参加する留学生を対象に授業を行う機会を持ちました。少し緊張もしましたが、これまでの経験を踏まえ、「グローバル社会における視座」といった観点から学生たちと議論するのは楽しい一時でした。東京大学は、濱田総長のリーダーシップの下で国際化に向けて多大な努力を行っていています。いわば部外者の立場に立つ私ですが、その目的を共有しながら、スルタン・カブース講座という土俵に立って、国際化に向けた努力を大学関係者と共に行っていきたいと考えています。



駒場での講演「グローバル社会における視座」(2013年6月25日)の筆者

2. UTCMES 中東イスラーム世界セミナー報告

中東イスラーム世界セミナーの開催

UTCMES は、2012 年度から中東イスラーム世界セミナーを開催しています。このセミナーシリーズは、中東イスラーム世界について、幅広く、また深く掘り下げて探求する趣旨を持った公開講座です。中東・北アフリカ地域のみならず、南アジア、東南アジアなどイスラーム世界全体に視野を広げて、特定のテーマについて、多角的な視点から考察することを目的としています。

2013 年度は、「中東の思想と社会を読み解く」というテーマのもと、主として中東・北アフリカ地域における社会・文化・思想の多様性およびその特質を、全 11 回の講義から明らかにしていきます。このうち 5 回の講義を、2013 年 4 月から 7 月にかけて実施しました。以下、各回の概要を報告します。

なお、一連のセミナーの成果は、論集として 2014 年に出版する予定です。

●第 1 回「現代エジプトにおけるイスラーム主義政治思想の動向」

日時：2013 年 5 月 18 日
15:30-17:00

場所：駒場キャンパス 18 号館 4 階
コラボレーションルーム 3
講師：西野正巳
(防衛省防衛研究所主任研究官)

2013 年 5 月 18 日 (土)、UTCMES は中東イスラーム世界セミナー「中東の思想と社会を読み解く」の第 1 回「現代エジプトにおけるイスラーム主義政治思想の動向」を開催しました。はじめに西野正巳講師は、イスラーム主義

政治思想を理解するために必要な概念であるイスラーム主義(者)という概念、またイスラーム主義における急進派と穏健派のそれぞれの立場や目標を解説しました。そして西野講師は、エジプト人イスラーム主義急進派思想家としてサイイド・クトゥブ(1966 年没)、サイイド・クトゥブの弟ムハンマド・クトゥブ(1919~)、サイイド・イマーム(1950~)そしてアイマン・ザワーヒリー(1951~)の 4 名を取り上げ、それぞれの経歴からエジプトそしてイスラーム世界におけるイスラーム主義急進派の系譜を明らかにしました。加えて西野講師は、陰謀論など、イスラーム主義者による西洋キリスト教世界理解、またユダヤ教理解の特徴を、具体例を挙げて説明しました。



●第 2 回「イスラーム法学史再考」

日時：2013 年 5 月 25 日 (土)
15:30-17:00
場所：駒場キャンパス 18 号館 4 階
コラボレーションルーム 3

講師：堀井聡江
(桜美林大学人文学系リベラル
アーツ学群准教授)

2013 年 5 月 25 日 (土)、UTCMES は中東イスラーム世界セミナー「中東

の思想と社会を読み解く」の第 2 回「イスラーム法学史再考」を開催しました。はじめに堀井聡江講師は、イスラーム法学の鍵概念であるシャリーアやイジュティハード、またスンナ派四法学派の関係について概観しました。そして 20 世紀前半からのオリエンタリストや、欧米諸語を執筆言語として用いる研究者によるイスラーム法学研究の動向を整理しました。それを踏まえ堀井講師は、こうした研究から浮かび上がる (1)「シャリーアの時代」としての前近代と、19 世紀以降の「法の西洋化の時代」の断絶、または (2)近代法(主として大陸法)との比較に基づく、前近代のシャリーアの理念化の 2 点を、イスラーム法学研究における問題として指摘し、イスラーム世界における法の近代化を、イスラーム法学史の文脈でとらえ直すことの重要性を主張しました。



●第 3 回「シリア語キリスト教神学におけるカラームの受容」

日時：2013 年 6 月 15 日 (土)
15:30-17:00
場所：駒場キャンパス 18 号館 4 階
コラボレーションルーム 3

講師：高橋英海
(東京大学大学院総合文化研究
科准教授)

2013 年 6 月 15 日 (土)、UTCMES

は中東イスラーム世界セミナー「中東の思想と社会を読み解く」の第 3 回「シリア語キリスト教神学におけるカラームの受容」を開催しました。はじめに高橋英海講師は、キリスト教の諸教会を整理・提示しつつ、本講義が取り上げるシリア正教会の歴史的・地理的展開を説明しました。続いて高橋講師は、バル・ケーファー(903 年没)やバル・エブラヤー(1286 年没)ら、イスラーム期以降のシリア正教会の主要な著述家の略歴を提示しました。そして高橋講師は、バル・エブラヤーやバル・シャッコ(1241 年頃没)の著作中にみられる、ファフルッティーン・ラーズィー(1209 年没)らムスリム学者による神学的議論などをもとに、シリア語キリスト教神学におけるカラームの受容とその展開について論じました。



●第 4 回「スンナ派政治思想における『正統カリフ』概念の意義」

日時：2013 年 6 月 29 日 (土)
15:30-17:00

場所：駒場キャンパス 18 号館 4 階
コラボレーションルーム 3
講師：橋爪烈
(千葉科学大学薬学部専任講師)

2013 年 6 月 29 日 (土)、UTCMES は中東イスラーム世界セミナー「中東の思想と社会を読み解く」の第 4 回「スンナ派政治思想における『正統カリ

フ』概念の意義」を開催しました。はじめに橋爪烈講師は、講義のテーマである「正統カリフ」の意味を、イスラーム政治思想における重要概念であるイマーム、ウンマ、シャリーア、ウラーの各用語とともに説明しました。続いて橋爪講師は、スンナ派における歴史認識を概観しつつ、アブー・バクル、ウマル、ウスマーンそしてアリー(4 名という、スンナ派における正統カリフ概念の形成過程を、「~を優れているとする、美德ありと認める、有徳者とみなす」という意味をもつ、タフディール(tafdīl)の概念から論じました。一連の考察では、アフマド・ブン・ハンバル(855 年没)やアシュアリー(935/6 年没)、またバーキッラーニー(1013 年没)やジュワイニー(1085 年没)らスンナ派学者の諸見解が取り上げられました。



●第 5 回「イスラームの生命倫理における初期胚の問題」

日時：2013 年 7 月 13 日 (土)
15:30-17:00

場所：駒場キャンパス 18 号館 4 階
コラボレーションルーム 3
講師：青柳かおる
(新潟大学人文学部人文学科准教授)

2013 年 7 月 13 日 (土)、UTCMES は中東イスラーム世界セミナー「中東の思想と社会を読み解く」の第 5 回「イ

スラームの生命倫理における初期胚の問題」を開催しました。はじめに青柳かおる講師は、ガザーリー(1111 年没)の『婚姻作法の書』を用い、議論の前提ともなる、イスラームにおける婚姻の理解を説明しました。続いて青柳講師は、イスラームにおける胚の形成過程、避妊および中絶の議論の特徴を、クルアーンやハディース(預言者ムハンマドの言行録)、またガザーリーやカラダーウィー(1926~)らをはじめとするムスリム学者の著作から明らかにしました。

そして胚に関わる現代的問題として、青柳講師は医療分野における初期胚の利用、ES 細胞の利用およびヒト・クローン胚の作成を取り上げ、その問題についてのユダヤ教、キリスト教、そしてイスラームにおける立場を整理し、三大一神教における見解を比較しました。



(執筆：近藤洋平)

3. 定例研究会報告

昨年度に引き続き、UTCMSは、内外の新進気鋭の研究者を招いて、活発な議論を行い、もって中東地域に関わる研究の一層の発展を目指すことを目的とする、定例研究会を開催しています。この際、狭義の「中東」にとらわれず、ロシアや中東欧、また南アジアや中央アジアなど、隣接領域の研究者との交流を積極的に図ることも目標の一つに置いています。

●第8回「オーストリア=ハンガリーとボスニアのイスラーム教徒移住問題—併合をめぐるもう一つの危機—」
日 時：2013年7月27日（土）
15:30-17:00
報告者：米岡大輔
（日本学術振興会特別研究員）
会 場：駒場キャンパス18号館4階
コラボレーションルーム2

報告要旨

1908年10月オーストリア=ハンガリー二重帝国は、1878年以来オスマン帝国より獲得し占領下においていたボスニアの併合宣言を發布した。その直後からボスニアでは、正教徒のセルビア人やカトリックのクロアチア人による民族主義的な活動が強化されると同時に、イスラーム教徒によるオスマン帝国への大規模な移住活動が発生することになった。それは二重帝国にとって、オスマン帝国との関係を念頭におき、併合後もボスニアの領有を維持せねばならないことを意味していた。

本報告では、二重帝国がこのイスラーム教徒の移住問題に対していかに対応したのかという問題を考察した。その

際特に、移住者の帰還をめぐる二重帝国の取り組みに着目し、二重帝国がどのようにしてボスニアの領有を維持しようとしたのか、という点を検討した。先行研究は、併合から第一次大戦さらに帝国解体への流れを直線的に見通そうとするあまり、この移住活動のように、そこに直結しない事象については考察することもなかった。これに対して本報告は、この時期に大規模な移住活動が生じた背景とそれへの二重帝国の対応を見ることで、併合後の二重帝国の歴史過程をより複合的なものとして描くと同時に、当時の二重帝国の内実も浮き彫りにした。

本報告の具体的な内容は、以下のとおりである。(1) 二重帝国による法的帰属の設定、(2) 移住問題の発生とその影響、(3) ボスニア領有の維持にむけた帰還への取り組み。

(1) では、二重帝国が、ボスニアの占領から併合への段階的な統合過程の中で設定した「州籍」という法的帰属の在り方について言及した。占領期間中、二重帝国にとっては、ボスニア領有にむけてこの「州籍」を設定することは容易なことではなかった。なぜなら占領当初に、ボスニアにおけるスルタンの主権の継続的な有効性を認めた4月協定をオスマン帝国と締結していたためである。そこで二重帝国は併合後に、ボスニア独自の憲法の制定を通じて、「州籍」という法的帰属を設けながら、その領有を確固たるものにしようとしたのであった。

しかし、(2) で論じたように、その状況は、併合直後から拡大したイスラーム教徒の移住活動によって大きく揺る

がされることになった。この移住活動の背景には、ボスニア併合とブルガリアの独立に伴いバルカン半島における支配領域の縮小を迫られたオスマン帝国の政治動向が深く関係していた。オスマン帝国は、移住にむけた宣伝活動など組織的な取り組みにより、ボスニアのイスラーム教徒に自国領内への移住を促した。オスマン帝国としては、バルカン半島内の支配領域におけるイスラーム教徒住民の増加をはかることで、バルカン諸民族が帝国からの分離・独立をさらに進めることに対抗しようとしたのである。特にボスニアからのイスラーム教徒移住者に関しては、併合時に二重帝国と締結された2月協定に従い、移住先の帝国領内ではオスマン国籍者として処遇された。他方、こうした移住活動の拡大はボスニアにおいて、セルビア人民族主義者による移住者の所有地獲得にむけた活動を惹起させることにもつながったのだ。

そして(3)においては、二重帝国がこうした危機的状況の克服をめざし、移住先で困窮したイスラーム教徒移住者の帰還を進めていく過程について述べた。ボスニアからオスマン帝国に移住したイスラーム教徒の中には、移住先での厳しい生活環境のゆえ帰還を求める者も生じた。二重帝国は移住活動への対抗措置として、こうした人々を実際にボスニアに戻し、再び「州籍」に帰属させていこうとしたが、その過程で大きな矛盾を抱えることになった。二重帝国がボスニアの内政面を考慮し、移住者を帰還させようとするれば、それがオスマン国籍者への介入となり、領土問題を再燃させる事態に直面した。だが、その帰還を進めなければ、内政的な危機を解消できない現実と対峙し続けねばならなかった。本報告の最後

には、このようなボスニア領有をめぐる二重帝国の内実を指摘したうえで、二重帝国が最終的にオスマン帝国側の対応の変化にも乗じ、一部の移住者を実際に帰還させ、ボスニアの領有を維持していった状況について確認した。

以上が本報告の内容である。その後の質疑応答では、イスラーム教徒がオスマン帝国に移住する際の動機、移住者の社会階層、ボスニア内で移住活動が発生した地域状況、さらに移住者の二重国籍をめぐる問題等、多岐にわたる質問が出され、活発な議論がおこなわれた。

(執筆：米岡大輔)



4. 研究会報告「革命後のチュニジア：女性の地位とジェンダー関係はどう変化するか」

2013年6月28日、UTCMSは「革命後のチュニジア：女性の地位とジェンダー関係はどう変化するか」と題する研究会を以下のとおり開催しました。

2013年6月28日、UTCMSは「革命後のチュニジア：女性の地位とジェンダー関係はどう変化するか」と題する研究会を以下のとおり開催しました。



(1) 「チュニジアにおける若者と女性の失業および雇用問題」
報告者：細井由香
(桜美林大学大学院)

地域間格差や失業問題においては男性よりも女性はその影響を受けていることが明らかとなっている。男女別の失業率の推移を見てみると、2008年時点では男性11.2%、女性15.9%であるのに対し、2011年では、男性が15%、女性が27.4%であり、男女間の差が大きくなってきたことがわかる。このような状況下、近年チュニジアにおいても女性が起業することへの関心が高まってきている。

そこで本報告では、まずチュニジアの若者と女性の失業および雇用の現状について、主に統計資料から明らかにし、そのうえで報告の後半では、特に女性の失業率が高い低開発地域に焦点をあてて、筆者が実施した女性企業家の活動事例を紹介しつつ、今後のチュ

ニジアの女性の経済活動への参加の可能性について検討した。

チュニジアの革命から2年経った現在、国内のイスラミストの動向が注目されるようになり、政情は未だ不安定な状況となっている。さらに、今年2月に野党勢力のリーダーであり、イスラーム主義批判の急先鋒であったベライド氏が暗殺されて以来、経済活動は大きな翳りの中にある。このような状況を鑑みると、若者や女性の経済活動への参加の促進は、国家の長期的な経済発展への貢献という点でも、今後ますます注目されることだろう。

(2) 「チュニジア家族法、イスラームとジェンダー」
報告者：桑原尚子
(高知短期大学)

報告者はこれまで、マレーシアを中心にイスラームの家族法、イスラーム金融取引法及びイスラーム証拠法について、「現代化」という側面から、とくに比較法学の法移植又は法継承に着目して研究してきた。昨年度より、科学研究費補助金・基盤(c)「イスラーム離婚法制の比較法的研究」[課題番号24530016]を受給して、マレーシアと中東のイスラーム家族法の比較研究へ着手している。

チュニジアに関して報告者が設定した課題は、なぜ、チュニジアではイスラーム法学(フィクフ)のジェンダー関係を修正した家族法典制定が可能だったか、その法理又は法的根拠は何か、ジェンダー平等という観点から進歩的と評される同法典の実際の運用はどうか、そして「アラブの春」は、ジェンダーに関する権利義務関係へ影響を及ぼしているか、であり、本報告は、

これら課題を検討する上での前提作業に位置づけられる。報告では、まず、法典化されたイスラーム家族法におけるジェンダー関係の根底には、保護者・扶養者(qawwām)の概念とそこから派生する夫の扶養義務と妻の従順義務という夫婦の対価的な権利義務関係があると捉えて先行研究を整理した。次いで、ジェンダー平等の観点から設定されたメルクマールに照らして同法を概観し、「扶養と従順」という対価の関係に立つ権利義務について、その沿革及び規定を検討してその特徴を示した。最後に、今後の研究課題として、家族法典における「慣行及び慣習にしたがった婚姻に係る義務」の解釈、家族法典施行後の「社会」の同法典への適合の問題を指摘した。

(3) 「革命後のチュニジアにおけるジェンダー関係」
報告者：辻上奈美江
(東京大学)

アラブ諸国のうちもっとも早く女性に権利を付与した国チュニジアで革命が起き、イスラミスト政権が誕生した。革命はジェンダーの観点からどのような意味を有するのか、そしてジェンダー秩序にどのような変化をもたらすのか。本報告では、チュニジアに端を発する「アラブの春」を通じて、政治とジェンダー秩序が互いに相互に関連しているのか、あるいは政治変動が互いにジェンダーを規定するのかについて考察した。

報告者は、チュニジアで起きたジャスミン革命を世界システム論の観点から、二重の周縁で起きた革命と位置づけた。チュニジアの内陸部シティブーズィードにおける焼身自殺は、先進国

から見た周縁、チュニジア沿岸部から見た周縁で起きた。そして、焼身自殺の背景には、権力関係が二重に逆転する現象も起きていた。それはインフォーマル部門で働く男性露天商がフォーマルセクターの女性警官に殴られるという権力関係の逆転であり、女性が男性を殴る暴力の方向性の逆転である。

チュニジアは独立を果たした1956年に制定された家族法において、複婚禁止、女性からの離婚申し立てなどイスラーム法と異なる条項を定めた。このようなアラブ世界では画期的な法の制定は、当時のブルギバ大統領の近代主義・改革主義理念を示すためであったとされている。2011年の革命でベン・アリー政権が倒れると、イスラーム同胞団系のナフダ党が政権を握った。かつて1985年に1956年に制定された家族法改定に向けた国民投票を要求した同胞団が政権を掌握したことで、革命後、チュニジア人フェミニストらの間で、女性の権利が後退するのではないかと懸念が広がった。実際に2011年1月17日に樹立された移行政権では、女性大臣は2人のみであった。首相と大統領は、「革命の目的、政治改革と民主的移行を実現するための最高評議会」を設置したが、同評議会においても145人の評議員中、女性は30人のみであった。他方で、ジェンダー平等に配慮する法整備も行われている。2011年5月にはジェンダー平等法案が通過し、すべての政党の立候補者の半数以上を女性とすることが定められた。同年10月23日に実施された憲法制定会議選挙では、約5,000人の女性候補者が憲法制定会議選挙に立候補した。ナフダ党は最多数の女性候補者を擁立した。また、ジェンダー平等法では、女性の大学でのヴェール着用、ヴェー

ルを着用したID写真、男性がヒゲを蓄えたID写真などを許可した。目だけを出すニカーブについては禁止されたものの、従来の権威主義政権下で禁じられてきた宗教的実践を容認する方向へも向かっている。

チュニジアの革命がジェンダー関係にもたらした結果は、政治的側面のみに着目すれば現段階では両義的である。しかし、チュニジアの政権崩壊とその後の観光業の衰退、治安の悪化などがジェンダー関係にもたらす影響も軽視できない。今後の研究では、より多角的な視点からチュニジアにおけるジェンダー関係について考察したい。

5. 寄稿：サウジアラビアの勸善懲悪委員会の調査に関する覚書

高尾賢一郎（神戸国際大学非常勤講師）

サウジアラビア研究に取り組む

2011年2月から2013年2月までの二年間、筆者はサウジアラビアの首都リヤドにある日本大使館で、同国の宗教情勢について調査する機会に恵まれた。ここではその一環として行った勸善懲悪委員会（通称「宗教警察」）についての調査の状況を振り返りたい。今後、サウジアラビアの宗教情勢に関する研究に取り組む人々にとって何らかの参考になれば幸いである。

勸善懲悪委員会の前に、まずはサウジアラビア全体の状況に簡単に触れておきたい。サウジアラビアは、18世紀半ばのアラビア半島に広がった厳格な一神教に基づくワッハーブ主義を継承して、20世紀初頭に興ったイスラーム国家である。そして石油危機などを通して知られるように、20世紀後半は石油輸出大国としてのプレゼンスを国際社会において発揮した。加えてこの十年余は、教育改革や女性の権利拡大が進められており、従来の宗教的性格に迎える変化に関心が寄せられている。

それを受けて、今日のサウジアラビア研究では、「従来〇〇であった△△がどう変化する（した）のか」という、社会の動態を背景とした問題設定が多い。そもそも、外国人にとって滞在はおろか入国も容易ではないサウジアラビアについての研究においては、周辺国の研究の場合よりも、基礎的な情報を確認、整理、紹介する意義が大きかった。今日ではさらに、思想、文化、政策など、社会のあらゆる領域を対象とする上記の問題設定がサウジアラビア側から提供されているという強みが加わったと言ってよい。

ただしこれら二つの強みは研究者にとって弱みとも言える。まずサウジアラビアへの入国・滞在が容易でない状況に変わりはなく、研究蓄積が少ないことから資料収集やフィールド・ワークの方法も確立しているとは言い難い。また社会のあらゆる領域に適用できる簡便な問題設定が用意されていることで、研究者はサウジアラビアへの独自の視座を育む機会を逸するかもしれ

ない。

これらの問題を踏まえ、筆者は以下、どのように情報を集めるか、またどのような問題設定が可能かという点に気を払いながら、勸善懲悪委員会についての調査を綴りたい。

勸善懲悪委員会の位置付け

海外でしばしば用いられる「宗教警察」との呼び名が示すように、勸善懲悪委員会は、イスラームに基づいて社会の風紀を取り締まる政府機関である。委員会をイスラームの思想と歴史の文脈に位置付けるなら、イスラームにおける勸善懲悪の教えを指すヒスバと、それを取り締まる公職であるムフタスィブについての理解が出发点となるだろう。ヒスバの指南書で言えば、10-11世紀の法学者マーワルディー著『統治の諸規則』（邦訳既刊）や13-14世紀の法学者イブン・タイミーヤ著『イスラームにおけるヒスバ』（英訳既刊）などがある。例えば前者では、ヒスバが神と人との関係についての事柄、人と人との関係についての事柄、それら両方にまたがる事柄に分けられた上で、礼拝、福祉、婚姻などのあらゆる事案をその対象としていることが理解できる。

ムフタスィブについては、イブン・ハルドゥーンの『歴史序説』（邦訳既刊）を始めとした歴史書や中世史の研究（例えば近刊では以下、Kristen Stilt. 2011. *Islamic Law in Action: Authority, Discretion, and Everyday Experiences in Mamluk Egypt*. New York: Oxford University Press）を通してその実像が描かれる。ムフタスィブは多くの場合「市場監督官」と邦訳されるが、その名のとおり、彼らが価格や度量衡の統制、また商人の不正の取り締まりなど、商業取引に関する事案を業務の中心としていたことが確認できる。

このように、宗教事案を中心に展開される理論としてのヒスバと商業事案に特化した実際のムフタスィブの間にはある種の隔たりが見られる。それに対して、サウジアラビアは、今日の世

界で唯一ヒスバによる統治を果たす国という矜持の下、儀礼（礼拝、断食など）、異性間の交流、女性の服装、同性愛、売買春、アルコール飲料密造、麻薬密輸など、ヒスバの指南書にあるように宗教事案を中心として幅広い取り締まりを行ってきた。イスラーム思想・歴史の文脈を踏まえつつ、サウジアラビア特有の勸善懲悪の実践を把握する必要がある。では、委員会の情報をどのように集めることができるのか。

勸善懲悪委員会についての情報収集

筆者はかつて、リヤドにある勸善懲悪委員会の本部を尋ねた際、行政官の一人に「我々は秘密の組織なのです」と言われたことがある。しかし実際は、他の官庁や宗教機関に比べて委員会についての資料収集やインタビューは容易な面がある。

まず資料としてはどのようなものが入手できるのか。委員会は取り締まり実績、職員数、支部数などの統計を不定期ではあるが出版している（これらのデータを活用している研究として以下のものがある。Nabil Mouline. 2011. *Les clercs de l'islam: Autorité religieuse et pouvoir politique en Arabie Saoudite, XVIII^e-XXI^e siècle*. Paris: Presse Universitaires de France）。それらは現地の書店や図書館には置かれていないが、例年3月にリヤドで行われる国際図書展や同じく4月の高等教育展で設けられる委員会ブースなどを通じて入手できる。また近年、委員会はその活動に関する外部評価会議やワークショップを頻繁に開催しており、それらの議事録やワーキング・ペーパーも上記の機会に入手できる。これらは、同時代的な委員会の存在意義や活動展開について理解するための貴重な資料となる。その他、より最新の情報源としては月刊誌『アル＝ヒスバ』があり、これについては現地の書店で購入できる。

次にインタビューやフィールド・ワークはどのように行うことができるのか。委員会の主たる職務は警察官を伴ってのパトロールであるため、市井で彼らに出会う機会が多い（ただし委員会職員は事務職とパトロール職に別れており、前者はその限りではない。職員数内訳は2012年12月時点で事務職

2,118人、パトロール職5,545人）。パトロールはショッピング・モールや文化行事など、男女が同席しやすい場所重点的に行われる。彼らは建物や会場内を見て回り、礼拝時間に商店を閉めて礼拝に向かうよう人々に促すほか、「ナンパ」やデート、あるいは何らかのセックス・アピールをしている人々に注意を促す。そして何らかのペナルティを課す必要があると判断した場合は人々を委員会事務所に連行する（拘留の場合は一般の刑務所も活用される）。調査目的で連行先まで同行するのは難しいが、パトロール中の委員会職員を観察し、話しかけることは多くの場合において問題なく行える。恐怖や嫌悪の対象として見られることに慣れている彼らは、こちらから話しかけたり質問したりすることを歓迎する場合も多い。また委員会職員だけでなく、注意を受けた人々にインタビューすることも可能である。もっとも個人的な経験としては、それらの人々へのインタビューでは話をはぐらかされることもあった。

なお委員会職員の内、パトロール職と比べると事務職と会う機会は多くない。事務職と会うためには、支部や本部にインタビューを申し込むか、先に挙げた文化行事の委員会ブースを訪れるのが現実的である。では、これらの情報を活用してどのような問題設定が可能になるだろうか。

勸善懲悪委員会をめぐる問題設定

冒頭述べたように、今日のサウジアラビア研究では、保守的であった社会がどう変わっていくのか、という問題設定が多く見られる。勸善懲悪委員会についてもそれは例外でなく、むしろ宗教的に保守な国家として知られてきたサウジアラビアをめぐることは、その保守性を象徴する存在として国内外に知られてきた委員会がその格好の事例ともなる。実際、社会の変化について語る中で委員会を引き合いに出す議論はサウジアラビア国内に多い。それらの議論で他の宗教機関が引き合いに出されることは稀であるため、委員会が様々な意味で注目されてきた様子がうかがえる。

しかしながら、サウジアラビア国内で頻出するそれらの議論は、多くの場

合、絶対的な権力（国王）が革新側にあることを前提とした革新と保守の対立構造を土台に、保守側の勢力が徐々に縮小されることを見越したものである。そのため、革新側（権力側）に配慮せざるをえない国内では、「どう変わっていくのか」と問う一方で結論が見えている茶番劇であるか、革新側への賛辞と保守側への批判を通して議論の勝ち馬に乗ろうとする安易な主張であることが多い。この種の議論は、例えば委員会の職員数、予算、国内支部数がこの数年で増加し続けている状況を説明できず、より深刻な問題としては、サウジアラビアにおける勸善懲悪の位置付けについて熟考する機会を我々から奪ってしまう。

では、委員会をめぐる今のような問題について考えることが求められるのだろうか。サウジアラビアが保守な社会からの脱却を図っているのであれば、委員会の位置付けを勸善懲悪という教えに捕われずに考えることも可能である。例えば学者集団である最高ウラマー委員会のような政策諮問機関、また国内の宗教施設や宗教系出版物を管轄するイスラーム事項省のような政策運営機関と比べて、委員会はとりわけ市民との直接の折衝を業務とする。そのため、社会の宗教的保守性が批判される際に委員会はその的になりやすい。その状況を、仮に委員会が宗教批判の「ガス抜き」の役割を担っていると見れば、宗教界全体あるいはそれによる保証を必要とする政治体制の構造について再考する手がかりとなるだろう。他の宗教機関との比較という点でも、委員会の位置付けについての再考は重要だと言える。

また「宗教警察」という呼び名にこだわり、委員会の活動領域を宗教特有の事案や取り締まりに限って考える必要もない。委員会の内規では、設立当初より、有事の際の増員や他機関との連携が認められており、例えば前述のように、アルコール密造や麻薬密輸の摘発が内務省、総合情報庁との連携の下で行われている。委員会と他機関との連携に関して言えば、過去一年間だけでも教育省、高等教育省、労働省、文化情報省との協力締結の協定あるいは覚書が交わされており、これらはヒスバ教育（パトロール訓練含む）の導入、

職場における男女の隔離（女性の雇用創出含む）、文化行事における男女隔離や歌舞音楽禁止といった政策を関係機関と連携して進めることを目的としたものである。その他、対テロリズムの指南書の中で勸善懲悪に言及される機会もあり、委員会が社会のあらゆる領域にその活動の裾野を広げ、今日的文脈に即した存在意義を發揮している様子がうかがえる。

勸善懲悪委員会についての研究の展望

以上、勸善懲悪委員会に関する情報収集と問題設定の方法について綴ってきた。最後にわずかではあるがその展望に触れておきたい。

イスラームにおける勸善懲悪を広範な思想史の文脈で取り扱った研究書、*Commanding Right and Forbidding Wrong in Islamic Thought* (Michael Cook. 2000. New York: Cambridge University Press) の冒頭、著者であるクックは実際に起こった女性への強姦事件を引き合いに出している。そしてその事件が、居合わせた傍観者がどう行動すべきであったかについて物議をかもしたことに触れ、イスラームにおける勸善懲悪を「この種の広範な道徳的義務のための名称と教義」と言い表す。こうしたクックの問題意識に寄り添えば、我々は勸善懲悪がサウジアラビアや彼の専門とするイスラーム史を越えて、広く人類社会に及ぶ問題であるということを理解できる。

これが指すのは、勸善懲悪についての研究は多彩なアプローチ、問題設定、事例を備えることで水平的に展開されると同時に、個々人の問題として垂直的に展開されるということである。中央集権的で組織的な宗教界が形成されているサウジアラビアでは、宗教情勢と言った際、宗務を担当する一部の政府機関の動向に関心が集まりがちだが、勸善懲悪委員会から一度視線を外し、個々人の宗教理解について洞察することも、勸善懲悪について理解する道となりうるだろう。

6. 書評

田中民之・西村あさひ法律事務所（編著）『中東諸国の法律事情と UAE の民法典』
 経済産業調査会、2013年6月刊、単行本、372頁
 川村 藍（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科博士課程・日本学術振興会特別研究員（DC1））

中東諸国に進出する日系企業にとって、有益な概説書や入門書は著しく少ない。中東各国を理解する思想や法学の一分野としてイスラームの法であるシャリーアが論じられることはあっても、各国の法制度を包括的に紹介したものは、1980年代に出版された[Amin, S.H. 1985. Middle East Legal Systems] や [Ballantyne, W.M. 1986. Commercial Law in the Arab Middle East: The Gulf States] の以来ほとんど見受けられない。そのような中で本書は、UAEを中心とする中東諸国の法制度に関する概説書として、ビジネスで必要な法制度の実情を包括的に捉えられる好著である。共著者の田中民之は、日本で数少ないアラビスト弁護士であり、1980年代から日系企業向けに中東諸国の法制度について紹介してきたベテランである。2009年から日本商事仲裁協会が発行するJCAジャーナルにおいてイスラーム法や中東諸国の法制度を解説している。本書では、そのJCAジャーナル、中東協力センターでの連載記事や西村あさひ法律事務所による「中東諸国ビジネス法ガイド」などがまとめられている。日本の実務家向けの本は、シャリーアの基礎知識、中東諸国における法制度の概略と日本民法を対照しながら UAE 民法を解説しているため、読みやすく専門性の高い概説書となっている。

本書の構成は、三部に分かれており、第一部は UAE、エジプト、サウディアラビア、イラン、トルコといった5カ国のビジネス法務に関わる法律を中心に、各国の法制度が解説されている。第二部は、UAE 民法（1985年連邦法第5号）の概要が説明され、第三部では、UAE 民法の和訳が収録されている。

第一部は、「中東諸国の法律事情」と題して、三つの章に分かれている。第一部第一章では、シャリーアの基本事項がまとめられている。ここでは、法源や成分化された法律との違いを示してある。これにより、次章で論じる各国におけるシャリーアと国内法の議論に繋げている。第一部第二章では、日系企業が進出しており、法制度が異なる

5カ国を UAE、エジプト、サウディアラビア、イラン、トルコの順に取り上げ、それぞれの法制度を相関的にまとめている。ここでは、シャリーアが法規範または裁判規範となるのか検証し、シャリーアと国内法の関係について概略している。また、憲法、民法、商法、会社法と外資法などといった法律や紛争処理制度といったビジネス法務の分野で重要な法制度の要点をまとめている。第一部第三章では、代表的なイスラーム金融商品のスキームが紹介され、更に、近年イスラーム金融を日本でも取り入れることを可能にするための銀行法や税制の改正を解説している。

第二部の「UAE 民法典概要」は、UAE 民法の歴史や民法を参照する際の要点を日本の民法との共通点を示しながら解説している。ここでは、第一部では述べていないイスラーム法学の規定に則った条文や契約形態を解説している。また、UAE 民法の各編については、イスラーム法学を参照しながら、イスラーム的要素が含まれる条項や用語を説明している。各編では、総則と各論の関係が日本民法より条項が多だけでなく、シャリーアやアラビア語に関する説明を行っている。

第三部では、「UAE 民法典」と題して、UAE 民法の全文和訳と日本民法では馴染みのない用語、参照すべき総則や条項について解説をつけている。各論において参照すべき総則やシャリーアの補足説明も入れている。

以上の内容から、本書の特徴として以下の二点を指摘できる。

一つ目は、日本の実務家や日系企業関係者を対象とした本書は、シャリーアが各国の法制度が組み込まれている実情、事例として UAE 民法をつかってシャリーアがどのように組み込まれているのかを示している。特に、第一部第二章では、中東諸国の法制度におけるシャリーアと国内の制定法の関係から各国の法制度の違いを明らかにしている。本書の第二部では、日本民法を対照しながら、UAE 民法典を複雑化させているイスラーム法学の要素や総則と

各論の関係を説明している。

二つ目は、中東各国の法制度を理論と実践の両側面からアプローチしているため、より包括的に法制度を捉えることができる。本書で選定された中東各国の特徴を示しつつ、制定法や政治的背景から理論的な見地と実際の実務がどのように遂行されるのかを織り交ぜて説明することでより立体的に各国の法制度を理解できる。たとえば、サウディアラビアの法制度について、理論的にはシャリーアという日系企業にとって問題が予測しにくい要素を含んでいることを示唆しつつ、実務上は制定法を適用することを明らかにしている。このように実務と理論の両側面を見ることができるのは、本書の強みである。

本書がそのような法制度の構造を明らかにしていることは、実務者だけではなく、この地域の研究を志す若手にとってもきわめて有益と思われる。イスラーム金融の民事紛争を専門としている評者は、紛争に至る以前の現地の法制度を適確に説明してくれる概説書が必要と感じていたが、本書はまさにそのようなニーズに応えてくれる。

近代的な西洋法を継受した国では何らかの形で、伝統的な法体系との摩擦を経験しているが、シャリーアが法制度に組み込まれている中東諸国の場合はその問題が非常に大きい。しかも、評者が研究しているイスラーム銀行の事例では、法制度とその運用が乖離している例も見られる。たとえば UAE においては、シャリーアとの適合性を保証するために、イスラーム金融に関してはイスラームの理念から派生していない従来型の金融とは別の法律を制定している。利子を否定するイスラーム銀行は、従来型の金融とは同一に扱えないからである。にもかかわらず、紛争処理においてはそれに対応する制度設計が不十分であるため、民事紛争が生じるとイスラーム法の管轄ではない既存の法律が適用されている。このような二重性は研究者にとってもわかりにくい、実務者にとっても不便で、時に理不尽と見えるに違いない。

中東諸国の法律事情がさらに解明されていくためにも、拡大している中東諸国との経済関係がより円滑に発展するためにも、読み応えのある本書がよき手引きとなることを願っている。さらに、本書に啓発されて中東諸国の法制度に関する研究も活性化することを期待したい。

7. センターの活動から

(1) みずほサウジアラビア会長の講演会

2013年4月18日、みずほサウジアラビアの田中保春会長を招き、「最強の財政基盤を誇るサウジアラビア～持続的成長を目指す百戦錬磨の国内投機機関」と題する講演会を開催しました。田中会長は、サウジアラビア経済・金融の概況を、自身の駐在経験などを踏まえて論じ、出席者は田中会長の話に熱心に耳を傾けていました。



(2) オマーン国大使の大学院総合文化研究科訪問

2013年5月9日、ハーリド・ムスラビ駐日本オマーン国特命全権大使が本学大学院総合文化研究科を訪問し、石井洋二郎研究科長、伊藤たかね副研究科長と会談しました。会談では、スルタン・カブース・グローバル中東研究寄付講座の運営状況や今後の活動計画などについて、意見が交換されました。



(3) カタール大学関係者の当センター訪問

2013年5月14日、カタール大学教養学部付属湾岸地域研究プログラムのアブドゥッラー・バーブード (Dr. Abdullah Baabood) 所長が当センターを訪問し、高橋英海、辻上奈美江の両教員と、UTCMS とカタール大学湾岸地域研究プログラムとの間での連携・協力の可能性、また世界における湾岸地域研究の動向等について意見を交換しました。

またバーブード教授は、「アラブの春」後の湾岸諸国の地域情勢と安全保障問題について講演し、今後の地域情勢の展望などに関して、出席した学生との間で活発な意見交換を行いました。



8. 2013年度 秋・冬のイベントのお知らせ

UTCMESは、2013年度の秋・冬にも様々なイベントの開催を予定しています。それらの予定は、随時センターのホームページ (<http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/UTCMES/index.html>) に掲載していきます。

●中東イスラーム世界セミナーのご案内

- 第6回 2013年10月12日(土) 14:00-15:30
「12イマーム派伝承の理解」 講師：吉田京子(神田外語大学)
- 第7回 2013年10月19日(土) 15:30-17:00
「シーア派思想史における極端派(グラート)の影響」 講師：菊地達也(東京大学)
- 第8回 2013年11月2日(土) 15:30-17:00
「東方イバード派における罪概念の展開」(仮) 講師：近藤洋平(東京大学)
- 第9回 2013年11月30日(土) 15:30-17:00
「東地中海における終末思想の展開」(仮) 講師：辻明日香(日本学術振興会)

以上の会場は、東京大学駒場キャンパス18号館4階のコラボレーションルーム2です。
また開催時間は変更になる場合があります。

- 第10回 2013年12月21日(土)「イスラーム哲学の最前線」
講師：小林春夫(東京学芸大学)ほか
- 第11回 2014年1月「ムスリム王朝支配下におけるエジプトのキリスト教徒の参詣・巡礼」
講師：大稔哲也(東京大学)

●UTCMES スタッフ紹介 (2013年9月30日現在)

<スタッフ>

杉田 英明 (センター長、兼務教授)
森元 誠二 (客員教授)
辻上奈美江 (特任准教授)
瀬口 美加 (事務補佐員)

長澤 榮治 (副センター長、兼務教授)
高橋 英海 (兼務准教授)
近藤 洋平 (特任助教)

<UTCMES 運営委員>

杉田 英明 (委員長、大学院総合文化研究科教授)
伊藤たかね (大学院総合文化研究科教授)
矢口 祐人 (大学院総合文化研究科准教授)

長澤 榮治 (東洋文化研究所教授)
大稔 哲也 (大学院人文社会系研究科准教授)
高橋 英海 (大学院総合文化研究科准教授)

<スルタン・カブース・グローバル中東研究寄付講座運営委員>

杉田 英明 (委員長)
伊藤たかね
矢口 祐人

長谷川寿一 (東京大学副学長・理事)
遠藤 泰生 (大学院総合文化研究科教授、グローバル地域研究機構長)
高橋 英海

●発行者情報 UTCMES ニューズレター Vol.4 平成25年9月30日発行

発行：東京大学大学院総合文化研究科グローバル地域研究機構中東地域研究センター (スルタン・カブース・グローバル中東研究寄付講座)
〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 TEL 03-5465-7724 FAX 03-5454-6441
<http://park.itc.u-tokyo.ac.jp/UTCMES/index.html>

印刷：JTB印刷株式会社

〒171-0031 東京都豊島区目白2-1-1 TEL 03-5950-2731 FAX 03-5979-7022